

沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（案）について

< 目的 >

発達障害児（者）の支援体制において、人材が果たす役割は大きく、本県においても、発達障害を診断・治療できる医師の確保、早期発見・早期の相談、療育支援を担う直接支援員の確保及び育成が緊急な課題となっている。

そのため、身近な地域において、発達障害児（者）及びその家族に対して途切れのない支援を担う人材の計画的な育成を推進するとともに、共に支え合う地域づくりを推進する観点から、沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画の趣旨を踏まえ、人材育成計画を策定する。

< 内容 >

（１）計画の目標

研修については、人材育成、普及啓発を目的として行い、基礎研修、専門研修、普及啓発研修について、対象及び年次目標等を明確にして計画的に実施する。

研修の実施は、発達障害者支援センターを中心として実施することとし、関係機関等による連携事業、民間団体との合同事業等については、発達障害者支援センターに設置する連絡協議会と調整を図りつつ実施することとする。

市町村等関係機関が実施する研修については、沖縄県発達障害者支援センターに設置する連絡会（関係機関や当事者団体等で構成）を中心として協力する。

（２）計画の期間

本計画は、平成 21 年度～平成 25 年度までの 5 年間とする。

（３）実施体制

研修カリキュラムの策定については、当事者や関係機関等で構成する検討会を設置し、内容を検討する。

開催にあたっては、できる限り当事者団体や関係団体との共催によることとし、開催後の地域支援体制への反映を促進する。

実施計画については、計画内容及び進捗状況について、適宜、沖縄県発達障害支援体制整備委員会に報告し、同委員会から推進方策等についての意見を聴取する。

同委員会等から提案された課題等については、沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において検討し、県の対応の方向を示す。

< パブリックコメントの募集について >

本計画（案）の策定にあたっては、県民意見提出制度（パブリックコメント制度）に基づき、県民から意見を募集しているところ。

意見募集期間：平成 21 年 9 月 10 日から平成 21 年 10 月 9 日

「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」（案） に関する意見募集について

沖縄県では、身近な地域において、発達障害児（者）及びその家族に対して途切れのない支援を担う人材の計画的な育成を推進するとともに、共に支え合う地域づくりを推進する観点から、「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」（案）を作成しました。

つきましては、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、下記のとおり県民の皆様からの御意見を募集します。

記

1 御意見募集の対象

「沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画」（案）

2 御意見募集の期間

郵送による提出の場合

平成21年9月10日（木）～平成21年10月9日（金）必着

ファックスまたはメールによる提出の場合

平成21年9月10日（木）午前8時30分～平成21年10月9日（金）午後5時15分

3 計画（案）の縦覧場所

- ・沖縄県障害保健福祉課ホームページ
- ・沖縄県行政情報センター（県庁2階）
- ・宮古行政情報センター（県宮古事務所1階）
- ・八重山行政情報センター（県八重山事務所1階）

4 御意見の提出方法

御意見には、住所、氏名（団体としてのご意見であれば団体名）及び電話番号を御記入の上（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）以下の方法で御提出下さい。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での提出はお受けできませんので、御了承願います。

計画面に対する意見（様式）は、障害保健福祉課のホームページからダウンロードするか、縦覧場所に備え付けの用紙を御利用ください。

提出方法

郵送の場合

〒900-8570（郵便番号を記載するだけで県庁に届きます）

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 地域生活支援班 行き

ファックスの場合

098-866-6916（障害保健福祉課ファックス番号）

電子メールの場合

E-mail：aa029017@pref.okinawa.lg.jp

5 御意見のお取り扱い

お寄せいただいた御意見につきましては、後日、「沖縄県ホームページ」などで県の考え方をお示しいたします。

御意見の公表に際しましては、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、原則として御意見の内容が公開されることを御了承下さい。

また、御意見への個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承下さい。

沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画（案）

1. はじめに

発達障害児（者）の支援体制において、人材が果たす役割は大きい。国が示した「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」によると、人材育成の基本的な考え方として次のことを示している。

各分野で取り組まれている発達障害の支援に関する人材の養成・研修の状況を踏まえ、一貫した支援を提供するための標準的なテキストやマニュアル作成、直接処遇職員の中に発達障害者に対する支援に詳しい職員を養成するための研修、研修後の人材活用を推進する。

発達障害に関する診断やアセスメント、モニタリングを行える人材を充実させること、家族同士が相互に支援を行うことができるようにする。

その対応の方向として、

発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、各分野研修に活用する。

発達障害の診断や治療を行う医師をはじめとして専門的な支援を行う人材を養成する観点から、実際に発達障害の支援に取り組んでいる施設等における実地研修のシステムづくりに取り組む。また、ピアカウンセリングを行い、当事者とその家族による問題解決を支援するための人材を養成する。

これらの基本的な考えは、本県においても共通に認識できる内容であり、発達障害を診断、治療できる医師の確保、早期発見、早期の相談、療育支援を担う直接支援員の確保及び育成が緊急な課題となっている。

以上のこと及び沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画の趣旨を踏まえ、身近な地域において、発達障害児（者）及びその家族に対して途切れのない支援を担う人材の計画的な育成を推進するとともに、共に支え合う地域づくりを推進する観点から、本県における発達障害児（者）支援に関する人材確保についての基本的な考え方として、次の研修計画を策定する。

2. これまでの取り組み状況及び課題

(1) 取り組み状況

平成19年度から沖縄県発達障害者支援センターにおいて、「発達障害の特性理解の普及啓発」をメインとする基礎的な公開講座及び学校教諭、施設職員等に対する専門支援員養成講座等を実施

平成20年度は、親の会や他機関等により同様な研修を開催されてきたことから、「発達障害児の基礎的な支援方法や先進県での保育所や児童デイサービス等での取り組み」を紹介

また、平成19年度の初級受講者を対象に実技中心のアドバンスコースを実施(11名受講)

さらに、小学校、特別支援学校、通所施設、保育所等に対して巡回指導を実施

乳幼児検診に関わる市町村保健師に対しては、県が主催して乳幼児の発達に関する研修を年1～2回程度実施

医師等に対しては、国の機関独立行政法人日本精神・神経センターが実施する「発達障害支援医学研修」等の研修受講を推奨。毎年3名(3医療機関)が受講

教員等に対しては、教育委員会が実施する「特別支援理解推進事業」において、特別支援教育コーディネーター養成研修等を平成20年度から実施

(2) 課題

自閉症者専門支援員研修の終了者等が地域の支援リーダーとなる仕組みができておらず、研修の効果が個人の支援技術力向上に止まっている状況がみられる。地域の支援体制を構築するための仕組みづくりが必要である。

受講者からは、単なる講演だけではなく、具体的な支援方法に関する研修(技術講習)を希望する声が多い。

発達障害者支援センターにおける幼児期相談の特徴として、医療機関や健診の場で発達障害またはその疑いを指摘された子どもの親から、障害特性についての説明や関わり方等の助言がなされないための不安、不満が多いことがあげられる。健診後の保健サイドを主としたのフォロー体制構築のための研修強化が必要である。

研修の具体的な企画にあたっては、研修実施機関だけではなく保健師や保育士などの研修対象者、当事者団体、各圏域の関係機関等の意見を取り入れる必要がある。

3. 今後の取り組み

これまでの取り組み及び課題を踏まえて、次のとおり人材育成計画を策定する。

(1) 計画の目標

沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画と連動して、地域における一貫した支援体制を構築するため、それを担う人材を養成、確保する。人材育成、普及啓発を目的とした研修(基礎研修、専門研修、普及啓発研修)を実施し、それぞれについて、対象及び年次目標等を明確にして計画的に実施する。

研修は、発達障害者支援センターを中心として実施し、発達障害者支援センターに設置する連絡協議会と調整を図りつつ、関係機関等による連携事業、民間団体との合同事業等について取り組む。

また、教員等に対する研修は、教育委員会を中心として実施することとなるが、その際、前述の連絡協議会、県関係部局との協力体制のもとに研修が実施されるよう取り組むこととする。

市町村等関係機関が実施する研修についても、沖縄県発達障害者支援センターに設置する連絡協議会を中心とした協力体制を構築する。離島など地域の特性に応じた支援体制を構築するため、研修実施機関が地域自立支援協議会と連携するなどして、研修実施後の支援体制整備を促進する。

(2) 計画の期間

本計画は、平成21年度～平成25年度までの5年間とする。

(3) 実施体制

研修カリキュラムの策定等にあたっては、関係機関や当事者等で構成する検討会を設置し、対象者、内容等を検討する。

研修の開催にあたっては、できる限り、県と当事者団体、関係団体等との共催によることとし、開催後の地域支援体制への反映を図る。

実施計画については、計画内容及び進捗状況について、適宜、沖縄県発達障害支援体制整備委員会に報告し、同委員会から推進方策等についての意見を聴取することとする。

同委員会等から提案された課題等については、県の関係部局で構成する沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議において検討し、県の対応の方向を示す。

事務局は、沖縄県福祉保健部障害保健福祉課に置く。

(4) 研修の基本的な考え方

基礎研修

発達障害児・者が、社会参加する場において、誤解がなく適切に対応されるために、日常的に関わる者に対して、発達障害児（者）に関する知識、基本的な関わり方の習得等について研修を行う。

研修対象は、市町村窓口従事者、公共施設職員、保育士、保健師、地域子育て支援センター職員、主任児童委員、就労相談窓口従事者、経済団体職員等の地域における相談・受付窓口業務及び就労に関連する業務に従事する者とする。

障害児を持つ親等の家族に対しては、交流等を通して学び会える場を設定するなどして工夫する。

具体的な研修内容については、関係団体、当事者等の協力を得ながら企画する。

研修名（仮称）	前期（H21～H23）		後期（H24～H25）
	対象及び実施方法	目標値	対象及び実施方法
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修（母子保健・保育関係者等）	対象：公共施設職員、保育士、保健師、地域子育て支援センター職員、主任児童委員、母子保健推進員等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、小児保健協会等 内容：講義、各圏域において最低年1回	1,700名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修（行政関係者等）	対象：市町村窓口業務従事者、相談支援事業者等（福祉、保健、教育を中心とする） 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、関係団体等 内容：講義、各圏域において最低年1回	350名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修（保護者等）	対象：障害児及びその家族並びに親子教室関係者等交流会 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、当事者団体、支援団体等	200名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続

	内容：講義、演習、交流会、各圏域において最低年1回		
発達障害者の就労支援	対象：就労支援窓口業務従事者（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、就労支援事業所、特別支援学校教員等） 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、沖縄県障害者職業センター等 内容：講義、年1回	90名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
発達障害者を雇用するための基礎講座	対象：経営者協会、中小企業同友会、商工会議所等雇用関係 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、沖縄県障害者職業センター等 内容：講義、年1回	50名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続
特別支援教育理解推進研修	対象：管理職（校長、教頭）、一般教員 実施主体：教育委員会 内容：講義、年1回	管理職 90名 一般教員 1,500名	前期における対象、内容及び効果等について検討し継続

専門研修

日常的に発達障害児（者）への療育、支援を行っている者の中で、アドバイザーとして活動ができ、家族支援等を行うことができる人材育成を目的とし、地域内コンサルテーションや支援プログラム作成のアドバイス等を担える人材を育成する。

研修内容については、基礎研修の応用レベル（具体的な支援技術等）から地域コーディネーター養成まで幅広い内容を想定し、具体的には、関係団体、当事者、研究者等の協力を得ながら企画する。また、研修の対象者についても、具体的な企画の段階で、職種別の実施等について検討する。

教員に対する研修については、教育委員会が中心となって実施するものの他、発達障害に関する体系的な学習及び就学前から就学支援への円滑な移行等実践的な内容について、教育委員会と協力して実施する。

医師等の医療機関職員に対する研修については、国関係機関が実施する研修を推奨するとともに、地域連携体制を構築する観点から、ワークショップ等の実施を検討する。

研修名（仮称）	前期（H21～H23）		後期（H24～H25）
	対象及び実施方法	目標値	対象及び実施方法
乳幼児健康診査従事者研修	対象：県及び市町村保健師、心理士 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、小児保健協会等 内容：講義、演習、各圏域最低年1回	100名	前期の内容、効果等を検討し継続
発達障害児（者）専門支援者養成研修	対象：保育士、児童デイサービス事業所支援員、放課後児童クラブ指導員、専門相談支援員等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体等 内容：講義、演習、各圏域年1回	200名	前期の内容、効果等を検討し継続
発達障害児（者）専門支援者養成研修	対象：発達障害児（者）専門支援者養成研修を終了した者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体等 内容：講義、演習、年1回	100名	前期の内容、効果等を検討し継続

地域コンサルテーション専門家養成研修	対象：発達障害児（者）専門支援者養成研修 を終了した者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体等 内容：講義、演習、年1回	25名	前期の内容、効果等を検討し継続
ピアカウンセラー養成研修	対象：発達障害者及びその家族で、地域で支援経験がある者 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村、民間団体、当事者団体、支援団体等との共催 内容：講義、演習、各圏域年1回	20名	前期の内容、効果等を検討し継続
特別支援教育支援員研修	対象：特別支援教育支援員 実施主体：市町村教育委員会 内容：講義、演習	各市町村が設定	前期の内容、効果等を検討し継続
特別支援学校等支援員養成研修 特別支援教育コーディネーター養成研修 特別支援学校コーディネーター資質向上研修 特別支援教育コーディネータースーパーバイザー養成研修 特別支援学級新任担当者研修	対象：特別支援学校、特別支援学級の担当教員等 実施主体：教育委員会 内容：講義、演習、年2回 年9回 年7回 年4回	700名 450名 50名 45名	前期の内容、効果等を検討し継続

啓発研修

県民に対して、発達障害児（者）に関する正しい知識と地域における関わり、受け皿としての体制整備を促進するために実施する。
 市町村等と連携した啓発パンフレットの配布や講演会等による広報の実施
 県の広報媒体等を活用したパブリシティ広報を展開する。

講演会等啓発活動名	前期（H21～H23）	後期（H24～H25）
	対象及び実施方法等	対象及び実施方法
発達障害フォーラム	対象：一般県民 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、当事者団体、支援団体等の共催 内容：講演、年1回（発達障害啓発週間の「世界自閉症啓発デー」等に実施）	前期の効果等を検討し継続
パブリシティ広報の展開	対象：一般県民 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関、市町村等 内容：県、市町村のHP、広報誌、広報番組等を活用した広報	前期の効果等を検討し継続
啓発パンフレットの作成	対象：一般県民等 実施主体：発達障害者支援センター、県関係機関等 内容：発達障害基礎知識、発達障害支援ノウハウ、発達障害支援施策の紹介	前期の効果等を検討し継続

数値目標の考え方

【基礎研修】

発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (母子保健・保育関係者等)	合計 1,700名	保健師(県内総数約30%) 150名 保育士(認可、認可外各1人) 800名 主任児童委員(県内総数約50%) 70名 母子保健推進員(県内総数約50%) 400名 児童デイサービス支援員(各事業所2人) 100名 放課後児童クラブ指導員(各クラブ1人) 180名
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (行政関係者等)	合計 350名	市町村職員(各市町村5名程度) 200名 その他 150名
発達障害の特性、発達支援、支援施策等を理解するための研修 (保護者等)	合計 200名	当事者団体等 50名 親子通園事業所等 150名
発達障害の就労支援	合計 90名	障害者就業・生活支援センター職員 10名 ハローワーク 10名 就労支援事業所 40名 特別支援学校等 30名
発達障害者を雇用するための基礎講座	合計 50名	経営者協会 } 中小企業同友会 } 50名 商工会議所 }
特別支援教育理解推進研修		教育委員会の実施計画に基づく数値

【専門研修】

乳幼児健康診査従事者研修	合計 100名	県保健師 市町村保健師	20名 80名
発達障害児(者)専門支援者養成研修	合計 200名	保育士 児童デイサービス支援員 専門相談支援員 放課後児童クラブ指導員 親子教室・親子通園等支援員	60名 40名 40名 40名 20名
発達障害児(者)専門支援者養成研修	合計 100名	保育士 児童デイサービス支援員 専門相談支援員 放課後児童指導員 親子教室・親子通園支援員	30名 20名 20名 20名 10名
地域コンサルテーション専門家養成研修	合計 25名	保育士 児童デイサービス支援員 専門相談支援員 放課後児童指導員 親子教室・親子通園支援員	7名 5名 5名 5名 3名
ピアカウンセラー養成研修	合計 20名	地域における支援経験者	20名
特別支援学校等支援員養成研修		教育委員会の実施計画に基づく数値	